**一般乗用旅客自動車運送事業者の方へ**

　公費負担制度は、候補者の選挙運動費用の一部を公費で負担する制度です。公費負担の請求は、候補者と契約した事業者の方が行います。

１　一般運送契約の公費負担について

　　選挙運動用自動車の走行について一括した運送契約を締結した場合は、１日当たり64,500円を上限に選挙運動期間中の７日分までの範囲内で請求することができます。

　　ただし、契約をした候補者の得票が法定の一定の得票数に達せず、供託物が没収される場合には、津市に請求することができませんので、注意してください。

この請求は、道路運送法に定める一般乗用旅客自動車運送事業を経営する者（ハイヤー事業者等）でなければすることができません。

２　公費負担の請求に必要なもの

(１)請求書（選挙運動用自動車の使用）

　　　契約に基づき実際に選挙運動期間中に運送した日数分を請求してください。書類の提出は、２月１７日（火）までに津市選挙管理委員会にお願いします。(郵送可)

(２)請求内訳書（一般運送契約）

　　　日にちごとに実際に要した金額と基準限度額（１日当たり64,500円）とを比較して少ない方の金額を記載してください。

(３)選挙運動用自動車使用証明書（自動車）

候補者から渡されますので、記載内容に誤りがないかよく確認の上、津市へ請求する際に添付してください。

　※　書類の訂正は、二重線と押印（請求者印と同一の印）により行ってください（修正液、修正テープ等による訂正はできません）。ただし、請求書及び請求内訳書の金額の訂正はできません。

３　費用の支払

　　費用については、津市から直接支払いますが、支払までに相当の日数（おおむね１ヶ月）を要しますのでご了承ください。

公営27

津市選挙管理委員会事務局　〒514-8611　津市西丸之内23番1号　℡（059）229-3236